

千葉県地方港湾審議会千葉港部会の結果（概要）

1 開催日時及び場所

日 時 平成21年3月11日（水） 午後3時

場 所 千葉県教育会館 3階 303会議室

（千葉市中央区中央4 - 13 - 10）

2 委員及び特別委員の現員数、出席者数並びに出席者氏名

（1）委員及び特別委員の現員数

委員：31名 特別委員：5名 合計：36名

（2）出席者数（代理出席を含む）

委員：22名 特別委員：4名 合計：26名

3 議 題

（1）千葉港部会部会長の選出について

（2）千葉港港湾計画の変更（軽易な変更）について

（3）その他

4 議決事項

（1）千葉港部会部会長の選出について

- ・部会委員の互選により多賀谷委員を千葉港部会長に選出
- ・多賀谷部会長から職務代理者に小和田委員を指名

（2）千葉港港湾計画の変更（軽易な変更）について

- ・原案（「千葉津港港湾計画書（軽易な変更）（案）」）のとおり承認

5 主な質疑事項等

別紙のとおり

(別紙)

主な質疑事項等

【議案第1号 千葉港部会会長の選出について】

なし。

【議案第2号 千葉港港湾計画の変更(軽易な変更)について】

議長:(事務局説明の補足説明として)

廃棄物を処理するため、千葉県と千葉市が当用地で埋立事業を行ってきた。

そして、今後の当用地の活用については千葉市が土地所有者となり行っていくため、「その他緑地」とするものである。

委員:港湾計画上の位置づけが、「緑地」から「その他緑地」に変更することの意味が、自分を含め各委員にわかりづらい内容であったと思うが、部会長の説明で理解できた。

事務局:港湾緑地については、港湾の環境整備、保全を目的に整備するもので、港湾環境整備事業等で整備する。その他緑地については、都市公園等、港湾緑地以外の緑地であり、整備の内容についてはほぼ同じである。

委員:港湾緑地の整備は港湾管理者である県が行うものであるが、千葉市に譲与し、千葉市が市民のための緑地として事業を行うため、「その他緑地」に位置づけるという法的整理をしたという理解で良いか。

事務局:そのとおりである。

議長:埋立は県で行ったのか。

事務局:埋立は県と千葉市で行ってきたが、公有水面埋立免許は千葉県が取得したので、公有水面埋立法上の事業者は千葉県となる。

委員:千葉市が緑地としての具体的な事業計画、スケジュール等を持っていれば教えて欲しい。

千葉市委員:現段階では具体的な利用計画はない。